



宮 崎 県 公 報

令和 8 年 6 月 30 日 (火曜日) 号外 第 29 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

	頁		頁
企業局企業管理規程		病院局企業管理規程	
○企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程……………	1	○病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程……………	1

企業局企業管理規程

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。
令和 8 年 6 月 30 日

宮崎県企業局長 松 浦 直 康

宮崎県企業局企業管理規程第 6 号

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程（平成14年宮崎県企業局企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(亡失又はき損の報告) 第 229 条 [略] 2 [略] 3 前 2 項の規定は、法第34条で準用する自治法第 243条の 2 の 8 第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員及び次条に規定する職員が、局に損害を与えた場合において準用する。 (賠償責任を有する補助職員の指定) 第 230 条 法第34条で準用する自治法第 243条の 2 の 8 第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。 (1)・(2) [略]	(亡失又はき損の報告) 第 229 条 [略] 2 [略] 3 前 2 項の規定は、法第34条で準用する自治法第 243条の 2 の 9 第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員及び次条に規定する職員が、局に損害を与えた場合において準用する。 (賠償責任を有する補助職員の指定) 第 230 条 法第34条で準用する自治法第 243条の 2 の 9 第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。 (1)・(2) [略]

附 則

この企業管理規程は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

病院局企業管理規程

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。
令和 8 年 6 月 30 日

宮崎県病院局長 重黒木 清

宮崎県病院局企業管理規程第 5 号

病院局財務規程の一部を改正する企業管理規程

病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(亡失又は損傷の報告) 第 208 条 [略] 2 [略] 3 前 2 項の規定は、法第34条で準用する自治法第 243条の 2 の 8	(亡失又は損傷の報告) 第 208 条 [略] 2 [略] 3 前 2 項の規定は、法第34条で準用する自治法第 243条の 2 の 9

第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員及び次条に規定する職員が、局に損害を与えた場合において準用する。

（賠償責任を有する補助職員の指定）

第 209 条 法第 34 条で準用する自治法第 243 条の 2 の 8 第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。

(1)・(2) [略]

第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員及び次条に規定する職員が、局に損害を与えた場合において準用する。

（賠償責任を有する補助職員の指定）

第 209 条 法第 34 条で準用する自治法第 243 条の 2 の 9 第 1 項各号に掲げる行為をする権限を有する職員の事務を直接補助する職員は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める職員とする。

(1)・(2) [略]

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。